都市圏・生活圏等から捉えた広域化の検討

社団法人 日本水道協会

目 次

1.	検討目的及び方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	1.1 検討目的
	1.2 検討方法
2.	広域行政の概要
3.	
	3.1 広域行政と広域水道の現状の適合状況
	3.2 個別事例分析

1. 検討目的及び方法

1.1 検討目的

広域化を推進するため、広域化の対象範囲や組合せ等について、都市圏・生活圏から捉えた広域化の可能性について検討する。

1.2 検討方法

①基本的考え方

今後、広域化の推進が期待される地域として、広域行政(地方公共団体における事務の 委託、一部事務組合、広域連合等)を行っている地域、定住自立圏*等を抽出し、都市圏、 生活圏等を踏まえた広域化検討の基礎資料として整理する。

また、平成**20**年度水道統計データ等により、広域化の際に核となりうる事業体及び周辺の中小規模事業体の状況を把握し広域化の可能性について検討する。

※ 総務省が策定した「定住自立圏構想推進要綱」(平成20年12月26日総行応第39号) によるものを対象

②具体的な検討方法

定住自立圏、一部事務組合、広域連合等の広域行政形態の最新の形成状況等について、 総務省の公表データ等をもとに整理を行う。

また、全国の水道統計データをもとに、水道用水供給事業、企業団、分水等の広域水道 の形態を採っている事業体や、(広域化の際に核となる水道事業体になると考えられる)給 水人口30万人以上の水道事業体を抽出し、広域行政のデータと合わせて検討することで、

既存の広域行政と広域水道の関連性や、今後広域化や広域的な管理がのぞまれる地域の 抽出検討を行う。

具体的には、これらのデータを**GIS**を活用し図化することで、視覚的に把握する手法を活用する。

さらに、協会で実施する広域化及び公民連携検討に関するアンケート調査の結果や水道 統計から算出可能なPI等のデータを重ねることで、水源の状況や運営基盤の脆弱な水道事業 体の状況を含め多角的な視点から分析を行う基礎資料として整理する。

2. 広域行政の概要

1) 定住自立圏の概要

(1) 概要

定住自立圏は、地方圏において、三大都市圏と並ぶ人口定住の受け皿として形成される 圏域である。

定住自立圏の形成にあたっては、医療や買い物など住民生活に必要な機能について一定 の集積があり、周辺の市町村の住民もその機能を活用しているような都市が「中心市」とな り、 圏域全体において中心的な役割を担うことを想定されている。

「中心市」が周辺の市町村と役割分担した上で、NPOや企業など民間の担い手とも連携して生活機能の確保のための事業を実施し、人口定住を図ることとしている。

具体的には、次のような 手順を経ることを想定している。

- ① 一定の要件を満たす「中心市」が「中心市宣言」により圏域における定住自立圏形成に向けた中心的な役割を担う意思を表明する。
- ② 中心市宣言を行った市が、住民生活等において密接な関係を有する周辺の市町村との間で、 議会の議決を経た上で、1対1で「定住自立圏形成協定」を締結し、人口定住のために 必 要な生活機能を確保するための相互の役割分担を決める。
- ③ 中心市が、生活機能確保の役割を担う民間や地域の関係者、圏域住民で構成する「圏域共生ビジョン懇談会」での検討を経て、協定締結した他の市町村との協議の上、「定住自立圏共生ビジョン」(概ね5年を想定)を策定し、圏域の将来像や、具体的な取組内容及びその成果を決める。
- ④ 「定住自立圏共生ビジョン」に基づき、中心市及び周辺市町村が役割分担した上で、具体 的な取組を展開する。
- ⑤ 「定住自立圏共生ビジョン」は、取組の成果を勘案しながら、毎年度見直す。

広域的な市町村合併を行った、一定の要件を満たす合併市は、一市で定住自立圏を形成することが考えられ、そのための手順も想定している。また、定住自立圏に関する取組は、市町村が自主的に行うものであり、その手続に際して国への事前の申請や国の承認を必要としない。

なお、「定住自立圏共生ビジョン」に基づく取組に伴う財政需要について、一定の財政 措置が講じられている

(2) 定住自立圏の形成状況

表 2-1 定住自立圏の形成状況(平成 22 年 12 月 3 日現在)(総務省 HP より)

H22.12.8 現在 宣言中心市	59 市	※中心市宣言を行った市の数
定住自立圏	46 圏域	※定住自立圏形成協定の締結又は定住自立圏形 成方針の策定により形成された定住自立圏の数
ビジョン策定市	34 市	※定住自立圏共生ビジョンを策定した宣言中心市の 数在

2) 一部事務組合の概要

(1) 概要

一部事務組合は、自治体の事務の一部を共同で行うことを目的として、地方自治法に基づいて設置される特別地方公共団体の一つである。広域連合と並んで「地方公共団体の組合」の一つである。地方自治法(第285条の2)では、都道府県知事は、関係のある市町村および特別区に対し、一部事務組合または広域連合の設置を勧告できるとされている。

一部事務組合の内、複数の事務事業を行うものは、「複合的一部事務組合」と呼ばれ、 昭和**49**年に制度が創設されている。

(2) 水道事業を担う事務組合の状況

公営企業を共同処理する一部事務組合は、「企業団」と呼ばれ、主に水道事業を担っている。

表 2-2 一部事務組合の形態を採っている水道事業体(H19 年度現在)

石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団、北千葉広域水道企業団、君 津広域水道企業団、神奈川県内広域水道企業団、新潟東港地域水道用水供給企業 団、新潟東港臨海水道企業団、長野県上伊那広域水道用水企業団、静岡県大井川 広域水道企業団、岡山県広域水道企業団

(3) 団体数

平成19年度末の一部事務組合等の総数は1,481団体で、前年度末と比べると55団体減少している。なお、広域的・総合的な地域振興整備や事務処理の効率化を推進するための制度として平成7年6月から施行された広域連合の団体数は、108団体で前年度末と比べると1団体増加している。一部事務組合等の設置目的別団体数の状況は、し尿・ごみ処理等衛生関係が589団体で最も大きな割合(一部事務組合等総数の39.8%)を占め、以下、広域消防等消防関係301団体(同20.3%)、退職手当組合等総務関係235団体(同15.9%)の順となっている。

3) 広域連合

(1) 概要

広域連合は、様々な広域的ニーズに柔軟かつ効率的に対応するとともに、権限委譲の受け入れ体制を整備するため、平成7年6月から施行されている制度である。

広域連合は、都道府県、市町村、特別区が設置することができ、これらの事務で広域に わたり処理することが適当であると認められるものに関し、広域計画を作成し、必要な連絡 調整を図り、総合的かつ計画的に広域行政を推進する。

広域連合の特色処理するものは消防、上下水道、ゴミ処理、福祉、学校、公営競技の運営など一部事務組合と同じであるが、広域連合は選挙管理委員が置かれるなど権限が強くなっている。広域連合の長は広域連合長と呼ばれる。

現在、ゴミ処理や消防などの事務を中心に一部事務組合が広く活用されているが、広域連合は一部事務組合と比較して、次のような特色がある。

一部事務組合が、統合により組合数が減少しているのに対して、広域連合の数は増加している。広域連合の制度のもとでは、一部事務組合に比べて、広域的な調整の円滑化ができるように、多くの制度が整備されている。まず広域計画を立てる権限が委ねられており、広域連合の処理する事務ばかりでなく、構成団体の事務についても盛り込むことができる。また、構成団体の事務の実施について、勧告することができる。勧告を受けた構成団体の是正措置について報告を求めることができる。より民主的な仕組みの導入もされており、広域連合の長と議員は、いわゆる充て職は認められず、直接又は間接の選挙により選出される。住民は、広域連合への直接請求を行うことができる。

(2) 広域連合の状況

平成21年4月現在で113の広域連合が形成されている。

(3) 水道事業を担う広域連合

現在広域連合で水道事業を処理事務として実施している団体は西尾幡豆広域連合のみである。

衣 2−3 四尾幡豆広域連合の概要						
広域連合名	設立年 月日	構成団体	主に処理する事務			
西尾幡豆広域連合	H13.4.1	西尾市、一色町、吉豆町、幡豆町(1市3町)	・広域市町村圏計画の策定及び同計画の実施に必要な連絡 調整に関する事務 ・テレトピア計画に関する事務 ・し尿処理場の設置及び管理に関する事務 ・ごみ処理施設の設置及び管理に関する事務 ・余熱利用施設(温水プール)の設置及び管理に関する事務 ・火葬場の設置及び管理に関する事務(一色町佐久島に係るものを除く) ・墓園の建設に関する事務 ・水道事業の計画、建設及び経営管理に関する事務(一色町佐久島に係るものを除く) ・狂犬病予防に関する事務 ・下水道事業の使用料徴収に関する事務 ・広域的な行政課題についての調査研			

表 2-3 西尾幡豆広域連合の概要

3. 検討分析

3.1 広域行政と広域水道の現状の適合状況

現状における広域行政と広域水道の関係を把握するため、複合的一部事務組合、定住自立圏の広域行政と既存の広域水道事業体の適合率を求めた。

算定結果を表 3-1その結果、広域水道の複合的一部事務組合との適合は約60%、定住自立 圏との適合は約5%であり、現状では一部事務組合との適合率が高いことが確認された。 に示す。

なお、広域水道事業体は平成**21**年度の水道統計における水道用水供給事業、企業団、分水を行っている事業を対象とした。

また、これらの状況を視覚的に把握するため、次頁に、GISを活用して図化した。 その結果、広域水道の複合的一部事務組合との適合は約60%、定住自立圏との適合は約 5%であり、現状では一部事務組合との適合率が高いことが確認された。

	複合的一部事務組合	定住自立圏	広域水道事業体
複合的一部事務組合	_	9.9%	46.9%
定住自立圏	2.1%	_	1.0%
広域水道事業体	60.2%	4.9%	_

表 3-1 広域行政と広域水道の適合率

3.2 都市圏・生活圏から捉えた広域化の検討結果(可能性)

広域水道事業体と複合的一部事務組合は適合率が比較的高く、一定の因果関係があることが確認できた。

一方、定住自立圏は、その圏域が特定されていること、制度が比較的新しいこともあり、 現状における適合率は低い結果となった。しかし、構想策定に対する補助制度などは、地域 水道ビジョン策定を促進する有効な補助制度として参考にできるのでないかと考えられる。

事務組合による広域行政は歴史、経緯、経過があって育まれてきたものであり、事務組合の行政単位をもって、即広域水道とはなり得ないが、様々な広域行政を行ってきた地域的なつながりは、水道の広域化を検討する上で有効な単位となり得る。

以上より、国内で行われている広域行政は広域化の検討を行う上で、参考とすべき有効な単位であり、PIや水道統計、GIS等の分析と合わせて検討することで広域化の可能性を追求することができるものと推測する。

[※] 左欄の項目に属する市町村に対する、複合的一部事務組合、定住自立圏、広域水道事業体の割合

[※] 例:複合的一部事務組合に属する市町村(1065)に対する定住自立圏の市町村(105)の割合(9.9%)

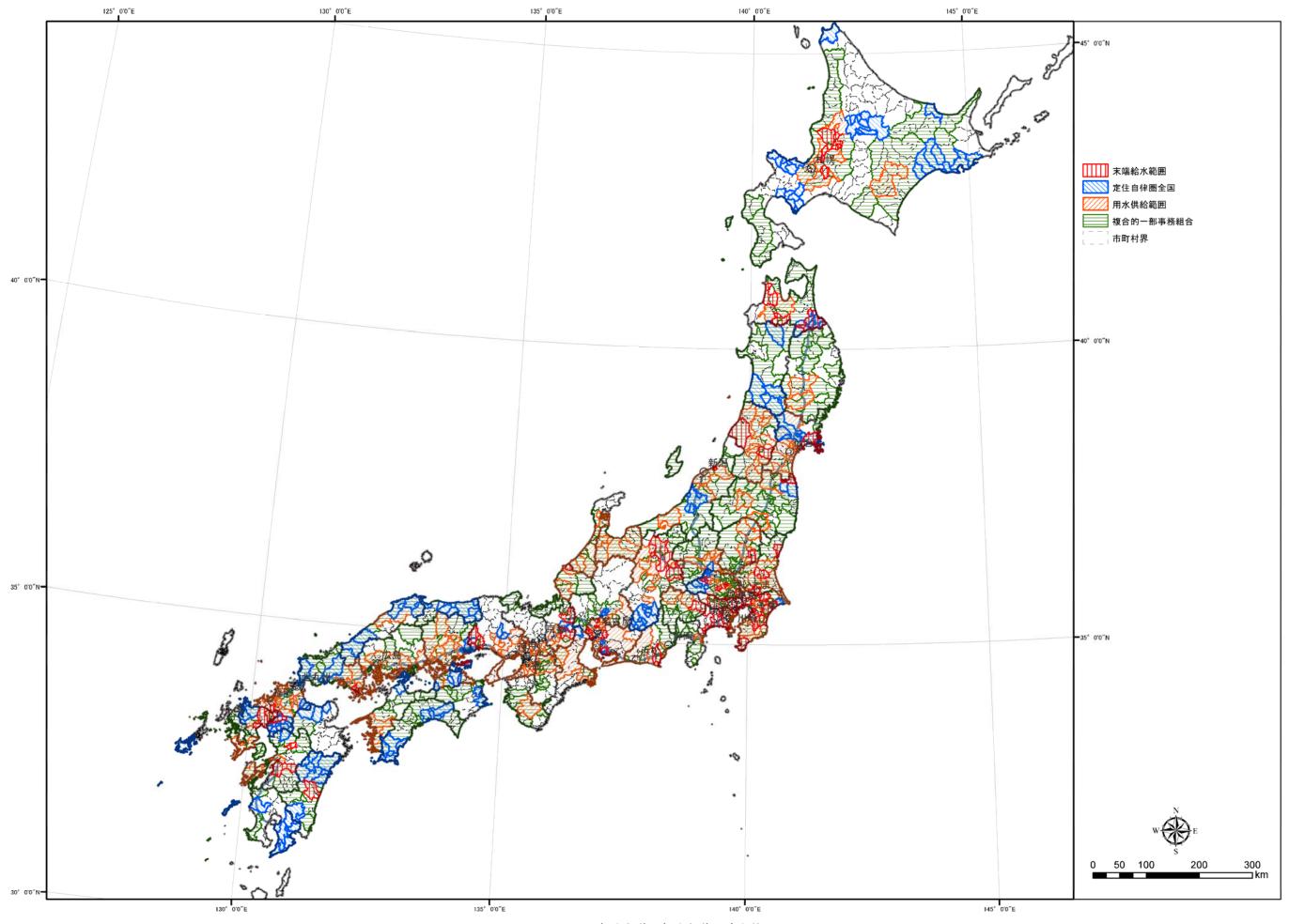


図 3-1 広域水道と広域水道の適合状況

3.3 個別事例分析

3.3.1 八戸圏域における生活圏・都市圏の検討

八戸圏域における広域水道

1) 八戸圏域水道企業団概要

表 3-2 八戸圏域水道企業団構成市町(1市6町) 平成21年度普及状況

市町名※	給水区域内人口(人)	給水人口(人)	普及率(%)	給水件数(件)
八戸市	242,628	240,648	99.2	101,807
階上町	14,807	14,530	98.1	5,675
おいらせ町	25,129	23,787	94.7	8,837
六戸町	10,706	8,990	84.0	3,309
五戸町	16,142	13,413	83.1	4,916
三戸町	10,284	9,726	94.6	3,902
南部町	21,072	19,825	94.1	6,895
合 計	340,768	330,919	97.1	135,341

[※] 太字は定住自立圏、一部事務組合と重複市町重複市町(1市5町)

2) 八戸市 定住自立圏概要

中心市宣言日 : H21.3.19、協定締結日 : H21.9.24、ビジョン策定日 : H22.2.22

表 3-3 八戸市 定住自立圏形成概要

中心市	周辺市町村*	周辺市 町村数	定住自立圏形成協定の概要
八戸市	おいらせ町、 三戸町、五戸 町、田子町、 南部町、階上 町、新郷村 (6町1村)	7	(1)生活機能の強化に係る政策分野ア医療、イ福祉、ウ産業振興、工教育(2)結びつきやネットワークの強化に係る政策分野に係る政策分野ア地域公共交通、イICTインフラ整備、ウ地域内外の住民との交流・移住促進、工安全・安心情報配信システムの構築(3)圏域マネジメント能力の強化ア圏域内市町村職員の育成、イNPO等の活動促進

[※] 太字は八戸圏域水道企業団構成市町と重複市町(1市5町)

3) 八戸地域 複合的一部事務組合の概要

表 3-4 八戸地域 複合的一部事務組合の概要

一部事務組合の名称	設置年月日	構成市町村*	共同処理事務の内容
八戸地域広域市町村 圏事務組合	H3.2.1	八戸市・三戸町・五戸町・田 子町・南部町・階上町・おいら せ町・新郷村(1市6町1村)	広域市町村圏計画、消防、救急、 特別養護老人ホーム、ごみ処理、 し尿処理、リサイクルプラザ運営、 介護認定審査会運営

※ 太字は八戸圏域水道企業団構成市町と重複市町(1市5町)

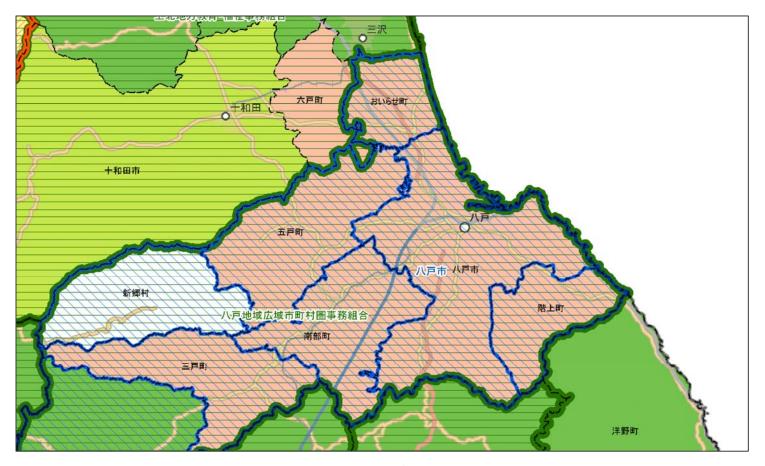


図 3-2 GIS による広域水道および広域行政の状況の関連事例

八戸圏域水道(広域水道)と定住自立圏(二複合的一部事務組合)との重複市町は 1市5町であり、生活圏と広域水道の範囲がほぼ一致している

7

3.3.2 石巻圏域における生活圏・都市圏の検討

1) 石巻地方広域水道企業団

■ 構成市:石巻市、東松島市(平成21年4月1日現在)

2) 石巻市定住自立圏の概要

申心市宣言日 : H22. 2. 23、協定締結日 : H22. 10. 1

表 3-5 石巻市 定住自立圏形成概要

中心市	周辺市町村**	周辺市 町村数	定住自立圏形成協定の概要
石巻市	東松島市 、女 川町	2	(1) 生活機能の強化に係る政策分野 1医療、2福祉、教育、4産業、5環境、6防災、7その他 (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 1地域公共交通、2道路等の交通インフラ整備、3地域ブランドの開 発、4地域内外の住民との交流・移住促進 (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 1石巻圏域の職員等の交流

[※] 太字は石巻地方広域水道企業団と定住自立圏の重複市町(2市)

3) 石巻地区広域行政事務組合(複合的一部事務組合)の概要

表 3-6 石巻地域 複合的一部事務組合の概要

一部事務組合の名称	設置年月日	構成市町村*	共同処理事務の内容
石巻地区広域行政事務組合	H2.2.18	石巻市·東松 島市·女川町 (2市1町)	広域市町村圏計画、し尿処理、ごみ処理、粗大ごみ処理、老人福祉施設、消防 (消防団を除く。)、救急、視聴覚センター、ふるさと市町村圏計画、地方拠点都市地域整備基本計画、介護認定審査会、LPガス、火薬類

[※] 太字は石巻地方広域水道企業団構成市町と一部事務組合の重複市町(2市)

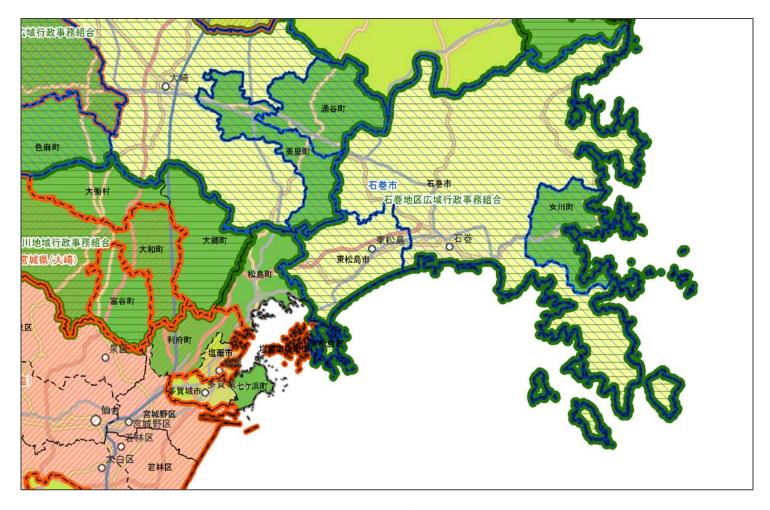


図 3-3 GIS による広域水道および広域行政の状況の関連事例

石巻地方広域水道企業団(広域水道)と定住自立圏(=複合的一部事務組合)との 重複市町は2市であり、生活圏と広域水道の範囲がほぼ一致している